

みんなでごみ減量化に取り組もう ～分ければ資源、混ぜればごみ～

環境課 ☎ 43-5214

市では「分ければ資源、混ぜればごみ」をテーマに掲げ、ごみ減量化に取り組んでいます。現在、島内3市では、ごみ処理施設の広域化事業が進められており、各市において可燃ごみ排出量の抑制に向けた取り組みが行われています。

私たちの「南あわじ市」を清潔に保ち、未来の子どもたちによりよい環境を残すため、手軽にできることから始めてみませんか。ごみの減量化と資源の有効活用に、みんなで協力していきましょう。



今日から私たちにできること

生ごみの減量化

家庭から出る生ごみを減らすために、「使いきり」「食べきり」「水きり」の3きり運動に取り組みましょう。

①「使い」きり（食材を使い切る）

- ・買い物前に冷蔵庫をチェックし、買いすぎを防ぐ。
- ・メモやスマホのカメラ機能も活用し、必要量だけを購入。
- ・一度に食べきれない野菜等は、小分け・冷凍保存し、食材を長持ちさせる。

②「食べ」きり（料理を残さない）

- ・食べる分だけ作り、残った場合はアレンジ料理を活用する。
- ・外食時は食べ切れる量を注文する。

③「水」きり（生ごみの水分を減らす）

- ・ごみを捨てる前に、三角コーナー等で「ギュッ」とひとしぼりする。
- ・野菜の使えない部分は、洗う前に切り落とす。
- ・茶殻、コーヒーかす、果物の皮等は一晚おいて乾燥させてから捨てる。



紙ごみの減量方法

新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック以外の「雑がみ」もリサイクルしてください。指定ごみ袋の大幅な削減につながります。

【雑がみとは】

紙リサイクルマークのついた紙類、紙箱類（ティッシュペーパーの箱はビニールを外す）、トイレトーパーの芯、紙袋、封筒（プラスチックの窓部分は外す）、コピー用紙、カレンダー、ポスター、ハガキ、包装紙 など



【雑がみにならないもの】

ティッシュペーパー、レシート、防水加工された紙コップ、汚れた紙 など

【雑がみの出し方】

- ①ステーションに設置している「黒色ネット」に出す
- ②市役所や各市民交流センターに設置している回収ボックスに出す

プラスチックごみの分別徹底にご協力ください

製品プラスチック

令和7年4月から「製品プラスチック」の分別収集を開始しました。これまでの「容器包装プラスチック」と「ペットボトル」に加え、3種類のプラスチックを正しく分別し、資源として有効活用しましょう。

プラスチックの種類と見分け方

(1) 製品プラスチック（製品プラ）

商品そのものが**すべてプラスチックでできているもの**で40cm未満のもの。容器包装プラスチックではないもの。

例：バケツ、洗面器、歯ブラシ、おもちゃ、CD・DVD ケース、プランター、ハンガーなど



【製品プラスチック対象外のもの】

以下のものは、製品プラスチックとして収集できません。分別にご注意ください。

- ①汚れがひどいものや、汚れが簡単に落とせないもの
- ②電池が入ったままの製品
※**すべてプラスチック製の物も必ず電池を抜いてください。電池は有害危険ごみとして出してください**
- ③農作業や事業活動で使用されたコンテナ、育苗箱など

なぜ分別が必要？

正しく分別されたプラスチックは、再び製品の原料になったり、化学製品や燃料としてリサイクルされます。限りある資源を有効に使うために、そしてごみの焼却量を減らし環境への負荷を低減するために、皆様のご協力をお願いします。

(2) 容器包装プラスチック

商品を入れたり包んだりしていたプラスチック製の容器や包装で、中身を使い切ると不要になるもの。

「プラマーク」がついているのが目印です。

例：食品トレイ、シャンプー・洗剤のボトル、弁当の容器、卵パック、お菓子の袋、レジ袋、ペットボトルのラベル・キャップなど



※**使用済みのラップや汚れがひどいものは対象外です。燃えるごみとして出してください**

(3) ペットボトル

飲料、酒類、しょうゆなどが入っていたペット（PET）素材のボトル。軽くすすいで、キャップとラベルは外し、「(2) 容器包装プラ」へ。軽くつぶして出してください「PET ボトルマーク」が目印です。



補助制度をご利用ください

ごみ減量化機器設置補助金

市内のごみ減量化機器を設置した家庭に対して、補助金の交付を行っています。

▽対象機器

- ①ごみ減量容器（コンポスト）
- ②電動生ごみ処理機

※購入前に申請が必要です。

購入機器のカタログをお持ちの上、環境課にお申し込みください。



電動生ごみ処理機貸し出し

ご希望の人に生ごみ処理機を無料で1カ月間貸し出します。

▽貸出条件

- ①南あわじ市に住所を有し、かつ居住している
- ②処理機を屋内に設置する
- ③処理機を適正に維持管理できる
- ④環境課または沼島出張所で処理機の受け取り・返却ができる
- ⑤貸出後にアンケートに回答する

※台数に限りがあるため、先着順で貸し出します。電気代は利用者負担となります

